

教 県 第 5 4 9 号 平成 2 4 年 9 月 1 日

各市町村教育委員会教育長 各市町村立小・中・特別支援学校長 各 県 立 学 校 長 各 教 育 事 務 所 長

様

埼玉県教育委員会教育長(公印省略)

平成25年度当初教職員人事異動の方針について (通知)

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を 行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下 教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

平成25年度当初教職員人事異動の方針について

本委員会は、ここに平成25年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人 事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な 御協力を切望してやまない次第である。

平成24年9月1日

埼玉県教育委員会

平成25年度当初教職員人事異動の方針

1 基本方針

「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待 に応えるため、以下の(1)から(5)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
 - (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、 地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、 広範な人事の交流に努める。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、特に市町村教育委員会の理解を得て、全 県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。

2 设 職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例(昭和59年埼玉県条例第4号)の定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勧奨退職制度の活用を図る。

3 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及 び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織 の充実を図るために異動を行う。
 - (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高める ため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
 - (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。

- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先する など、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
 - (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校、中学校、 高等学校、特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
 - (8) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

4 採用等

- (1) 教職員の採用は、採用候補者名簿に登載された者の中から行う。
- (2) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的 視野の下に真にその職に適する者を任用する。 なお、若手管理職の登用に努める。
- (3) 定年退職者等の再任用については、職員の再任用に関する条例(平成13 年埼玉県条例第6号)の定めるところによる。

5 さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校との人事交流については、さいたま市教育委員会との協議の上行う。



教 小 第 2 5 5 号 平成 2 4 年 9 月 1 日

各市町村教育委員会教育長 各市町村立小・中・特別支援学校長 各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

平成25年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項 について(通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「平成25年度当初教職員人事異動の方針について」を踏まえ 各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう 格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

平成25年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

平成25年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「平成25年度当初教職員 人事異動の方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 退職について

- (1) 定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 平成25年3月31日現在、満50歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が 退職する場合は、職員の退職手当に関する条例(昭和38年埼玉県条例第18号)の 勧奨条項を適用する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2ただし書きの「教育長が定める期日」は、平成24年12月8日とする。

2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動の方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員(教頭及び主幹教諭を除く。)、事務職員、学校栄養職員については、原 則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

- (4) 経験豊かな教員(教頭及び主幹教諭を除く。)の異動については、各学校の教職員 構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。 特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。 特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
 - (6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する 計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、 単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
 - (7) へき地及びこれに準ずる地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
 - (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期 的展望をもって計画的な人事異動を行う。
 - (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質 の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異 動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及 び学校栄養職員は、同一校在職 10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

(12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に、市町村間・教育事務 所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

(13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・ 経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

- (14) 地域差・学校差の是正及び免許外教科担任の削減を図るため、校種及び学校規模等 を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

3 採用等について

- (1) 教員・事務職員・学校栄養職員の新規採用については、採用候補者名簿に登載された者の中から、全県的視野に立って行う。
- (2) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。 その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に 推進する。
- (3) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。 その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内から の登用を積極的に推進する。 なお、若手管理職の登用に努める。
- (4) 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制 度実施要綱」に基づき行う。
 - (5) 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任 制度実施要綱」に準じて行う。
 - (6) 定年退職者等の再任用職員については、職員の再任用に関する条例(平成13年埼 玉県条例第6号)によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により、採用する。 なお、採用にあたっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育 委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な異動 により適切に配置を行う。
- 4 さいたま市との人事交流について

さいたま市立小学校・中学校・特別支援学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会とさいたま市教育委員会が協議して行う。

- 5 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
 - (1) 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
 - (2) 教育事務所長は、上記(1) の計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の 人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の理解と協力を得て、広域的な異動を 推進する。